

令和8年度静岡県農業施策に関する要望

令和7年10月22日

農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 静岡県農業会議

令和7年10月22日

静岡県知事 鈴木 康友 様

一般社団法人静岡県農業会議
会 長 西ヶ谷 量太郎

日頃より、本会の業務推進に対しまして、格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、静岡県内では35の農業委員会において、農業委員499名、農地利用最適化推進委員477名、総勢976名が、「農業委員会等に関する法律」（以下「委員会法」）に基づき、「農地の確保と有効利用」「農地等の利用の最適化」「農業の担い手の育成・確保」「地域課題の解決」に向けた活動に取り組んでおります。

本年4月には、「食料・農業・農村基本法」に基づき、今後5年間で農業の構造転換を集中的に推進する「食料・農業・農村基本計画」が策定され、国および地方自治体の農政は大きな転換期を迎えております。また、昨年来の米価高騰を背景に、消費者の農政への関心も一層高まっております。

こうした状況の中、県内各市町においては、今後の農業施策の基本となる「地域計画」が本年3月までに策定されました。令和7年度からは、これらの計画を着実に実行する段階に入り、各農業委員会では、農地の確保・利用の最適化、担い手の育成・確保等に積極的に取り組んでおります。

本会としましては、県並びに関係機関・団体との連携を図り、各農業委員会の取組を積極的に支援してまいります。

つきましては、農業委員会の活動が着実に推進されるよう、農業・農村が抱える課題を広く汲み上げ、現場の意見をとりまとめましたので、委員会法第38条および第53条に基づき、ここに要望書を提出いたします。

県におかれましては、県内農業者が誇りを持って持続可能な農業を展開できるよう、令和8年度の予算編成および施策推進に際し、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

目 次

1 竜巻等による被災農業者の営農再開支援		1
2 農地利用最適化の推進		1
(1) 地域計画の着実な実施に関わる支援		
(2) 農地基盤整備の着実な実施		
3 農地の確保と有効利用の推進		2
(1) 農地の総量確保		
(2) 農地の適正利用		
(3) 営農型太陽光発電等の健全な発展		
(4) 農地中間管理事業の推進		
(5) 遊休農地対策の推進		
4 多様な農業の担い手の育成・確保の推進		5
(1) 新規自営農業就農者（親元就農者）に対する支援		
(2) 新規参入者や新規雇用就農者に対する支援		
(3) 農業経営体に対する支援		
(4) 農業教育の推進		
(5) 農業の女性活躍の推進		
5 農業経営対策の着実な実施		7
(1) スマート農業技術の普及と気候変動対策の推進		
(2) 農産物の合理的な価格形成の実現		
(3) 生産・出荷・販売の取組に関する支援		
(4) 生産資材等の高騰対策の推進		
6 農山村対策の着実な実施		9
(1) 鳥獣被害対策の着実な実施		
(2) 中山間地域の振興に関する支援		
7 農業委員会組織の効率化の推進		10
(1) 農業委員会組織予算の確保		
(2) 農業委員会サポートシステムの普及促進		
(3) 農地利用状況調査の効率化		
(4) 農業委員と農地利用最適化推進委員の見直し		

1 竜巻等による被災農業者の営農再開支援

令和7年9月5日、台風第15号の通過に伴い、牧之原市、吉田町、焼津市などにおいて国内最大級の竜巻等による突風が発生し、農業用ビニールハウスや防霜ファンなどの農業用施設に甚大な被害が生じました。

県では、静岡県農林水産業災害対策資金の発動に加え、被災施設の再建に対する国および市町と連携した支援措置を講じ、被災農業者の営農再開に向けた支援を進めております。

営農の再開には被災施設の早期再建が不可欠ですが、近年の資材価格の高騰により、施設整備には多額の費用を要する状況となっております。このため、小規模経営や高齢の農業者においては、再建そのものを断念せざるを得ない事態も懸念されています。

こうした状況を踏まえ、すべての被災農業者が営農を再開できるよう、再建資金や運転資金に係る負担の一層の軽減、ならびに営農再開に向けた相談・支援体制の充実など、被災者に寄り添った柔軟かつきめ細やかな支援をお願いします。

また、今回の再建を契機として、災害に強い産地づくりを推進するため、低コスト耐候性ハウスへの建て替えや補強に取り組む生産者に対しては、これらの取り組みに伴う掛かり増し経費についても、県による支援をご検討くださいますよう、併せてお願いします。

2 農地利用最適化の推進

(1) 地域計画の着実な実施に関わる支援

県内では、農業経営基盤強化促進法に基づき、令和7年3月までに県内34市町242地区で、地域の農業の在り方や目指すべき将来の農地利用の姿を示す「目標地図」を明確化した地域計画が策定されました。

今後は、これら地域計画の実現に向けて、市町・農業委員会は、農地の集積・集約を進めてまいります。一方、地域計画区域内の農地転用等が生じた場合には、農地調整事務と地域計画の変更事務とが錯綜し、現場では対応に苦慮している状況です。

つきましては、農地調整事務と地域計画変更事務を円滑に進めるため、両事務を合わせて相談できる県の窓口設置と事務処理指針の

策定をお願いします。

また、地域計画を地域の実情に即して柔軟に見直していくためには、適時・適切な変更が不可欠ですが、現行の規定では軽微な変更を除いて、策定時と同等の手続きが必要となっています。

つきましては、地域計画変更手続きの簡素化について国に要望されるようお願いします。

(2) 農地基盤整備の着実な実施

地域計画に沿って農地の集積・集約化を進めるためには、農地基盤整備の実施が重要であることから、多くの地区で地域計画に農地基盤整備の取組方針を掲げております。

つきましては、畦畔除去や用排水路の補修更新、中山間地域傾斜地の生産基盤の整備、スマート農業に対応する農地の大区画と情報通信環境の整備など、地域の実情に応じて、きめ細かな農地基盤整備が迅速に実施できるよう、農家負担軽減の支援や十分な予算の確保をお願いします。

また、近年、大雨による用排水路や畦畔等の小規模な破損が増加しております。市町単独事業により対応していますが、県においても、こうした小規模災害への復旧支援について検討をお願いします。

3 農地の確保と有効利用の推進

(1) 農地の総量確保

令和7年6月、国は、農振法に基づく「農用地等の確保等に関する基本指針」を変更し、農振農用地面積の目標を390万ヘクタールとするとともに、都道府県の目標設定基準を定めました。

今後、県でも目標を設定すると思料しますが、市町が農地を農用地区域から除外する際に影響緩和措置が必要となった場合は、地域の実情を踏まえた運用を行うとともに、緩和措置が困難な市町の支援をお願いします。

(2) 農地の適正利用

令和5年の農地法改正により農地の権利取得の下限面積要件が撤廃され、小規模な農地の取得が可能になる一方で、取得後の不耕

作や転売・転用が懸念されています。また、外国人の農地取得には、国籍及び在留資格等の記載が義務化されましたが、中長期の営農継続に不安が生じています。

農業委員会は、法令や国の事務処理基準に従い、全部効率利用要件や農作業常時従事要件、地域との調和要件等を審査しています。

つきましては、農業会議が、各市町農業委員会の事例収集を行いますので、統一的な運用指針の整備に向けて、県の支援をお願いします。

また、権利取得後の不耕作や事業者等による転用許可取得後の許可事業の不履行を防止するための措置の強化について、国に要望されるようお願いします。

(3) 営農型太陽光発電等の健全な発展

令和6年4月に国が定めた「営農型太陽光発電に係る農地転用に関するガイドライン」において、一時転用許可を行う際の新たな基準が示され、営農型太陽光発電を地域計画の区域内において実施する場合には、地域計画に係る協議の場での合意が得られていることを、農業委員会が確認することとされました。

しかしながら、協議の場での合意形成は、市町が所管する地域計画の運用に関する事項であり、その内容や妥当性について農業委員会が判断することは制度上困難です。こうした状況を踏まえ、当該合意は一時転用許可基準でなく、許可申請時における必須要件として位置づけることが制度的に妥当であると考えます。また、協議の場において合意を得る際、地域計画区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認する明確な基準が求められています。

つきましては、地域計画区域内における営農型太陽光発電の一時転用許可申請に際し、協議の場での合意を申請要件として明確に位置づけることを国に要望されるようお願いします。

併せて、協議の場での合意について、各市町が統一的に処理できるように、確認の判断基準や合意の効力について、具体的な明示を国に要望されるようお願いします。

(4) 農地中間管理事業の推進

ア 手数料の無償化

令和7年度から市町による利用権設定等促進事業は廃止され、農地中間管理事業に一本化されました。これに伴い、各市町では、利用権設定の満期に合わせて、農地中間管理事業への移行を促進していますが、農地の貸し手にとって、従来の利用権設定事業にはなかった手数料の負担が新たに生じるため、移行に対する懸念も見られます。

つきましては、農地中間管理機構が貸し手と借り手の双方から手数料を徴収する必要がないよう、農地中間管理機構の事務費に対する十分な助成措置をお願いします。

イ 事務手続きの効率化

農地中間管理事業への一本化に伴い、今後、農地中間管理機構から知事への申請件数の大幅な増加が見込まれております。

農用地利用集積等促進計画案の策定にあたっては、市町が作成した耕作者の経営状況等の資料を基に、耕作者が「全部効率要件」や「農作業常時従事要件」を満たしているかどうかについて、農業委員会による確認が新たに求められています。しかしながら、これらの確認作業は事務手続きが煩雑であり、耕作者のみならず、市町および農業委員会にとっても大きな負担となっています。

つきましては、農地の貸し手、借り手の負担軽減に向け、一層の手続きの簡素化や期間の短縮をお願いします。

また、賃貸借期間の柔軟な設定(10年未満)や貸し付け農地の不耕作者への指導など、地域の実情に合わせた農地中間管理事業の運用及び指導体制の改善をお願いします。

(5) 遊休農地対策の推進

県内で策定された地域計画では、将来の担い手が明確化されていない農地が過半を占めることから、こうした農地の遊休農地化を防止することが重要となります。

つきましては、積極的に農地中間管理事業を活用して、借り手が営農を開始するまでの間に、遊休農地の再生や保全管理、貸し付けのための基盤整備を実施できるよう、農地中間管理機構に対する支援

措置の強化をお願いします。

さらに、農地の総量確保に向け、地域計画区域内の再生利用可能な遊休農地の再生も重要となりますので、地域計画の実現に資する県単独事業「荒廃農地再生・集積促進事業」の十分な予算確保をお願いします。

また、県管理河川の堤防法面の除草については、隣接する農地の耕作者の負担となるため、担い手が当該農地を借り受ける際の支障となる場合があることから、地域の実情に合わせて、県による直営管理をお願いします。

4 多様な農業の担い手の育成・確保の推進

(1) 新規自営農業就農者（親元就農者）に対する支援

地域計画の実現に向けては、将来の受け手が確定していない農地の新たな担い手確保が重要となります。県内では「がんばる新農業人支援事業」等により成果をあげておりますが、新規参入者や雇用就農者に比べて新規自営農業就農者（親元就農者）は少ない状況にあります。

親元での就農は、地域農業の継続性を高める重要な形態であり、親元就農者がスムーズに経営を継承・発展できるような環境整備が必要です。

国は、親元就農者が活用できる「世代交代・初期投資促進事業（世代交代円滑化タイプ）」を令和6年度補正予算で措置しましたが、対象となる地域計画には「将来像の明確化」や「目標集積率」が求められ、担い手の確保に苦慮している地域ほど本事業を活用した親元就農者の確保が困難となります。

つきましては、本事業が地域の実情に合わせて十分活用されるよう、交付要件の緩和を国に要望されるとともに、本事業の県支援分の十分な予算確保とサポート体制の充実をお願いします。

(2) 新規参入者や新規雇用就農者に対する支援

国は、地域計画の早期実現に向けて、地域計画区域において将来の農地の受け手となる新規就農者を支援する「経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠）」を措置していますが、対象となる地域

計画や年齢に制限があることから、県内全ての地域計画区域内において、全ての新規就農者が支援を受けられるよう、国の制度を補完する県単独助成制度の創出をお願いします。

また、就農希望者や新規就農者が利用できる「就農準備資金」や「経営開始資金」の継続と十分な予算の確保をお願いします。

さらに、新規就農者の過半を占める新規雇用就農者につきましては、雇用者が「雇用就農資金」を利用できますが、就農者の定着率が低いことから、雇用者に対する労務管理等の指導・支援の充実をお願いします。また、最低賃金の上昇や物価高により雇用者の負担が増加していることから、助成額の見直しを国に要望されるようお願いします。

(3) 農業経営体に対する支援

地域計画において認定農業者は担い手として明示されており、農地の集積・集約に対する認定農業者の果たす役割が重要となります。

つきましては、認定農業者が地域計画の実行に向けて取り組む基盤整備や農業機械・施設の整備に対し、補助金の補助率や融資額の上限の上乗せ等、認定農業者のメリットの拡充をお願いします。

また、地域計画では、認定農業者以外にも、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体も地域農業の維持・活性化に重要な役割を果たす者として位置づけられることから、こうした経営体が継承可能となる新たな施策の展開をお願いします。

(4) 農業教育の推進

将来の農業の担い手確保に向けては、食料・農業・農村に深い関心を持つ若い人材の育成に取り組むことが必要です。特に、将来の職業選択を考える重要な時期である中学生や高校生には、職業としての農業への理解を深めてもらうことが重要です。

県では、農業高校の生徒を対象とした「緑の学園」や農業経営士による出前講座などを実施していますが、一層の取組強化をお願いします。

一方、県内には、食料・農業・農村に関連する分野を学ぶ大学生も多く、こうした学生が県内の農業・農村に関心を持ち、地域と関係を

築き、地域づくりに参画できるよう、各大学と地域をつなぐ支援をお願いします。

(5) 農業の女性活躍の推進

県内では、「しずおか農業委員会女性の会」が中心となり、全国で一番就農しやすい県を目指して、農業分野における女性活躍を推進するため、農業委員への女性の登用を働きかけていますが、現在活躍されているリーダー層に続く次代の女性リーダーの発掘と育成が課題となっています。

つきましては、女性農業者の活動状況や優良事例の把握に努められるとともに、農業女性の活動に対する県の支援を引き続きお願いします。

また、農業委員への登用の際には、認定農業者の妻が農業経営に参画している場合は認定農業者と見なせるよう、制度の運用改善を国に要望されるようお願いします。

5 農業経営対策の着実な実施

(1) スマート農業技術の普及と気候変動対策の推進

人口減少や高齢化により担い手の急減が危惧され、食料の安定供給を維持するためには、より生産性の高い農業を実現することが求められています。

県では、無人自動走行ロボットやドローンによる省力管理技術の開発に加え、機械化に適した樹形管理などの栽培技術の開発を進めておりますので、速やかな現場普及を図るようお願いします。

また、近年の夏期の異常な高温による作物の生育不良や品質の低下、収穫量の減少、病害虫の発生病害の発生消長の変化等が恒常化することが懸念されています。

つきましては、高温に対応した品種の選定、育種、栽培技術の研究開発に加え、迅速な普及をお願いします。また、これらの現場導入の際には、情報提供にとどまらず、早期導入に向け、導入リスクと経費負担の低減を図るようお願いします。

また、南米原産のスクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)が、暖冬の影響などにより、国内で生息地を拡大する中、県内でも水稻の被害が続

いています。

国は、「スクミリングガイ防除対策マニュアル」を作成して総合的な防除を推進していますが、用排水路の水系や流域で一体となった広域的な防除が求められますので、市町、JA、生産者団体が総合的・広域的な防除対策に取り組めるよう県の指導、支援をお願いします。

(2) 農産物の合理的な価格形成の実現

令和7年6月に食料システム法が公布され、令和8年度より米や野菜などの合理的な費用を考慮した価格形成に向け、品目ごとにコスト指標が作成されることになりました。

つきましては、地域の実情に即した適正な生産コストがコスト指標へ反映されるように、県内生産者団体と十分な連携をお願いします。

また、県内地方卸売市場での取引がコスト指標を考慮して行われるよう、適切な指導をお願いします。

さらに、県産農産物の生産コストを踏まえた合理的な価格について、県民の理解を深める取組をお願いします。

(3) 生産・出荷・販売の取組に関する支援

農業会議が令和6年7月に知事に提出した茶の価格低迷に対する緊急要望につきましては、静岡茶の国内外に向けたブランディングの推進に加え、輸出に向けた生産拠点の施設設備や改植等の助成が予算措置されましたので、引き続き、生産者の声を踏まえた生産指導と事業推進に取り組まれるとともに、茶業の持続可能な価格形成の実現に向けた施策の実施をお願いします。

一方、茶を他の作物に転換したい生産者のニーズも多いことから、転換作物の産地化が図られるよう戦略的な取組と支援制度の充実をお願いします。

また、施設・機械等の価格上昇に伴い、施設の更新や修繕が難しくなっている経営体に対し、それら更新や修繕に対する県単独事業「持続的農業経営支援事業」の継続と物価上昇に対応した補助限度額の引き上げをお願いします。

(4) 生産資材等の高騰対策の推進

肥料・燃料・農薬・飼料や農機具等は原材料価格の高騰や円安などから今後も価格の高騰や高止まりが続くものと懸念されています。

このため、農業者が安心して農業経営が続けられるよう、今後とも生産資材等の価格高騰対策を積極的に講じるよう、国に要望をお願いします。

また、価格高騰の状況によっては、令和4～5年度に実施された「肥料価格高騰緊急対策事業」のように、県事業による激変緩和制度の適時発動をお願いします。

6 農山村対策の着実な実施

(1) 鳥獣被害対策の着実な実施

野生鳥獣による農作物への被害は中山間地域を中心に常態化し、営農意欲の減退による遊休農地の増加やそれに伴う野生鳥獣の生息域の拡大など、深刻な状況が続いています。

つきましては、「鳥獣被害防止総合対策交付金」による侵入防止柵の整備や捕獲活動に対する単価の随時見直しなど、支援の継続・充実をお願いします。

また、捕獲従事者数の増加を図るため、農山村に関心が高い学生や企業の従業員に対する狩猟免許の取得支援や取得後の技術向上に向けた現地講習など、具体的な支援策をお願いします。

さらに、捕獲個体の処理施設の設置や計画的な捕獲活動は、市町の区域を越えた、広域的な対応が求められていますので、県のリーダーシップの下、効果的な事業推進をお願いします。

(2) 中山間地域の振興に関する支援

地形による制約等不利な生産条件を有する中山間地域において、収益力の高い農業を行うためには、自然条件等の中山間地域が有する地域特性を活かした農業を推進することが必要です。

県内では、中山間地域の荒廃農地を再生し、養蜂用の菜の花などの蜜源作物が栽培されていますが、蜜源用にハゼやクロガネモチなどの樹木を植える場合は荒廃農地再生利用の支援の対象としないことから、支援制度の拡充をお願いします。

また、農地や農道、水路などの地域資源を保全し、集落機能の維持を図るため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金について、引き続き十分な予算確保をお願いします。

7 農業委員会組織の効率化の推進

(1) 農業委員会組織予算の確保

令和7年度から、利用権設定等促進事業が廃止され、農地中間管理事業への一本化が図られたことに加え、地域計画のブラッシュアップおよび実行が本格的に推進される中、各市町の農業委員会では業務量が大幅に増加しております。

しかしながら、事務局の人員体制は従来のものであり、業務過多の状況が続いており、農地調整業務は元より、地域計画の着実な実行や農地中間管理事業の円滑な運用に支障を来す恐れがあります。

つきましては、農業委員会が業務を滞りなく遂行できるよう、臨時職員の確保や業務委託等に充てることが可能な財源の確保をお願いします。具体的には、農業委員会交付金や機構集積支援事業の十分な予算措置と現場の実態に即した柔軟かつ使いやすい制度の運用を国に要望されるようお願いいたします。

(2) 農業委員会サポートシステムの普及促進

国は、全国統一の農地台帳及び農業委員会の活動記録を管理する仕組みとして、「農業委員会サポートシステム」の導入を進めております。これに伴い、農業会議では、各農業委員会の円滑な導入を支援するため、研修会や個別相談会を開催するなどの取組を行っております。

しかしながら、現場の利用者からは、農地中間管理機構の管理システムとの連携強化や各種帳票の出力とカスタマイズ機構の向上、操作性に配慮した分かりやすいマニュアルへの改訂など、機能改善を求める声が多く寄せられております。

つきましては、システム改修に必要な予算の確保と機能改善の実施について、国に要望されるようお願いいたします。

また、農業委員等による現地活動の効率化やペーパーレス化を推進する上で、タブレット端末の活用は極めて有効でありますので、新

規導入や更新に係る予算措置の充実に加え、導入に際しての相談窓口の体制強化についても、併せて国に要望されるようお願いします。

(3) 農地利用状況調査の効率化

農業委員会では、全ての農地を対象に毎年8月頃に農地利用状況調査を実施しています。当調査は、原則として1筆ごとに目視で実施することとされており、猛暑期の調査は農業委員や農地利用最適化推進委員の大きな負担となっています。

当調査の実施時期は、調査後の諸手続きや国・県への報告の期限等から夏期の実施を余儀なくされていることから、関連する手続きを含め当調査の実施時期の改善をお願いします。

また、農業会議では、当調査の省力化、効率化のため、衛星画像とAIを活用した荒廃農地判別技術について研究会を設けておりますので、引き続き、県の支援をお願いします。

(4) 農業委員と農地利用最適化推進委員の見直し

平成28年に設置された農地利用最適化推進委員は、各担当区域内において、農地の貸し手及び借り手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地の斡旋等の最適化活動を実施し、農業委員は、最適化活動の実施状況を把握した上で推進委員に対して必要な支援を行うとされています。

一方で、地域計画の重要な要素である目標地図の作成や農家の意向把握、利用状況調査を的確に実施するためには、地域の状況に精通した農業委員及び農地利用最適化推進委員の連携した活動が不可欠ですが、両委員は身分や権能に違いがあり、同一活動を連携して行う場合に支障が生じています。

つきましては、業務量に見合った定員の確保と両委員の一体化など、委員配置の見直しについて国に要望されるようお願いします。